

新					旧				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	削除	削除	削除	削除	児童虐待防止対策等支援事業	児童自立生活援助事業	次により算出された額の合計額 1 児童自立生活援助事業 1か所当たり 3,696,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 308,000円(1月未滿の場合は1月とする) 2 対外関係調整事業 (1) 対象人員10人以上 1か所当たり 3,556,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 296,000円(1月未滿の場合は1月とする) (2) 対象人員10人未滿 1か所当たり 2,573,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 214,000円(1月未滿の場合は1月とする)	児童自立生活援助事業に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
児童虐待防止対策等支援事業	削除	次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本	1/2	児童虐待防止対策支援事業	児童虐待防止対策支援事業	次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本	1/2